

7 地方交付税措置のある地方債の期間延長等について

(埼玉県)

令和6年度から8年度にかけて、防災・減災対策、公共施設の長寿命化・集約化・脱炭素化など、多様な投資のニーズに対応する地方交付税措置のある多くの地方債が、制度終了の期限として予定されている。

これらの地方債は、将来世代にわたって必要な投資を行いつつ、地方財政の健全な運営を両立していくための有効な投資財源として、各地方自治体において広く活用されているところである。

さらに、地方自治体では、激甚化する風水害や地震に対する防災・減災対策、老朽化した公共施設の長寿命化改修、脱炭素化に向けた施設整備など、多様化する課題に対応するための付加価値の高い投資ニーズが高まっており、これらに対応する地方債の活用ニーズも高まっている状況である。

そうした中、これらの地方債が全て予定どおり終了してしまうと、地方自治体においては財政上の負担が懸念材料となり、多様化する課題に対応するための必要な投資を持続的に行っていくことが困難となる。

については、次の事項について特段の措置を講じられたい。

令和6年度から8年度にかけて制度終了が予定されている地方交付税措置のある地方債について、期間延長の措置を講じること。また、長寿命化事業など中長期的に取り組むべき事業については、あわせて制度の恒久化について検討すること。